

県有農地の売払いについて

農業経営の規模拡大をしようとしている認定農業者の方や新たに農業を始めようとしている方など農業者等を対象に岡山県農地中間管理機構特例事業規程に基づき、次のとおり県有農地を売払いしますので、買い受けを希望される方は別紙「農地買受申込書」に必要事項を記入のうえ申し込んでください。

記

1. 売渡農地及び売渡価格等

番号	土地の表示	地目	面積 (㎡)	売渡価格 (円)	備考
1	1 瀬戸内市牛窓町長浜 6888 番 18	畑	701	285,400	
2	2 真庭市本庄字大月新田 148 番 1	田	3,533	181,700	
3	3 真庭市本庄字長通り 149 番 1	田	975	48,900	

※上記、売渡価格には財団の必要経費が含まれています。

2. 申込者の資格

岡山県農地中間管理機構特例事業規程に基づく、次の要件を満たす個人又は農地所有適格法人。

- (1) 面積要件 権利の取得後の農業経営面積が次の基準面積を超えること。
ただし、農地所有適格法人は経営面積を従事者たる構成員の属する世帯数で除して得た面積が基準面積を超えること。

(基準面積)・瀬戸内市 9, 200 ㎡
・真庭市 6, 900 ㎡

- (2) その他 次に掲げる方は、申し込みをすることはできません。
岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 1 号及び第 3 号に規定する暴力団及び暴力団員等（申込者が法人の場合、役員に暴力団員等が含まれている場合も申し込みはできません。）

3. 申込み期間

令和元年 9 月 2 日（月）から 9 月 27 日（金）17 時まで

- ### 4. 申込みに必要な書類
- (1) 農地買受申込書（様式第 1 号）
(2) 同申込書第 4 の添付書類
経営計画書（様式第 2-1 号または 2-2 号）等

※上記の書類については、ホームページに掲載していますので、必要に応じて PDF 形式のファイルをダウンロードのうえご使用してください。

また、瀬戸内市産業建設部農林水産課、真庭市産業観光部農業振興課及び当該市農業委員会でも申込書等は配布しております。

5. 申込み方法 郵送または持参すること。
なお、郵送による場合は書留郵便とし令和元年9月27日（金）17時までに必着とする。
6. 個別面談 すべての申込者に対し、個別面談により経営計画等について聴き取り調査を行います。
なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
また、面談の日時については別途お知らせします。
7. 売渡予定者の決定 農地買受申込書、経営計画書及び個別面談の結果に基づいて、財団の農用地買入・売渡等審議委員会に諮り、売渡予定者の順位を決定します。
8. 審査項目 次の項目について、審査し総合判定します。
- ①認定農業者の有無
 - ②中心経営体の有無
 - ③権利取得後の経営面積
 - ④市町村基本構想と整合
 - ⑤対象農地への通作距離
 - ⑥対象農地を含む集団化・団地化の規模
 - ⑦地域での農地借受面積・農作業の受託面積、地域農業の維持発展への取組
 - ⑧対象農地の賃借人の有無
 - ⑨対象農地の隣接地の耕作者の有無
 - ⑩経営所得安定対策への加入の有無
 - ⑪青色申告の有無
 - ⑫後継者の有無
9. 申込み先及び問い合わせ先 〒703-8278 岡山市中区古京町1丁目7番36号 県庁分庁舎4階
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 業務推進班

TEL 086-226-7423

FAX 086-206-7330